

一坂町県道推進室からのお知らせ

県道だより

第7号 発行：平成16年10月1日

〒731-4393 広島県安芸郡坂町
平成ヶ浜一丁目1番1号
坂町県道推進室
TEL (082) - 820 - 1536
FAX (082) - 820 - 1523
E-mail:sanken@town.saka.hiroshima.jp

現在、県道坂小屋浦線事業については、道路設計に必要な地形測量や地質調査（県道だより第6号によりお知らせ）を行っているところです。今後、これに基づき道路設計を行い、より具体的なものを皆様にお示しできるよう取り組んでいきます。

これまで県道事業について、皆様といろいろお話しさせていただいておりますが、改めて皆様に町と県の方針及び対応について、次のとおりお知らせさせていただきます。

なお、このたび、坂地区住民福祉協議会連絡会から県道事業の推進及び県道を骨格としたまちづくりの促進についての要望書が、広島県知事、坂町長、坂町議会議長に提出されています。

【広島県、坂町の移転等関係者の方への対応について】

現在、坂小屋浦線の実施状況は、事業の初期段階である地形測量を実施しており、この地形測量に基づいて具体的な実施設計を行います。

平成16年2月の「県道だより」でお知らせいたしましたように、実施設計ができましたら事業説明会等を開催し具体的な内容を皆様に説明いたします。

了解をいただきますと、道路の予定区域を現地に設定し、土地の境界を決めていただき、買収面積がわかる用地計画図を作成すると共に土地単価等の補償額を算定します。

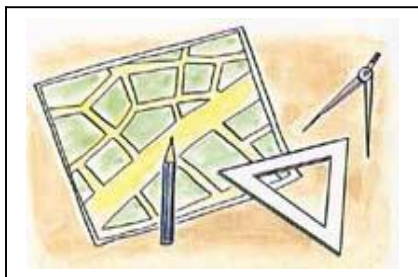
補償額が決定すれば、代替地の取得など具体的に相談させていただける状況となります。

代替地の状況について、町では平成ヶ浜、旧役場跡地、町民グラウンドを確保しております。また、それ以外の場所を希望される方々につきましても、土地提供者との協議調整を行っていきます。いずれにしましても皆様の意向に沿った代替地が確保できるよう広島県と協力して誠心誠意努力してまいります。

公共補償の決定から移転等による新たな生活のスタートまで

事業は地権者等の方々との協議を行い了解を得ながら進めていきます。

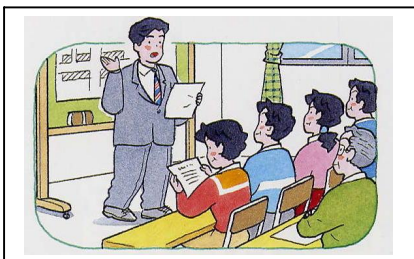
①<道路の実実施設計>



現在、行っている地形測量等に基づいて道路の設計を行います。



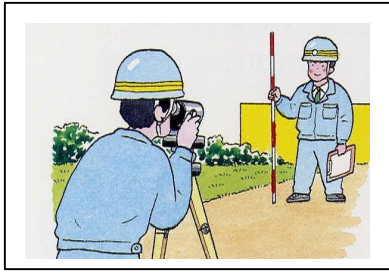
②<事業説明会等の開催>



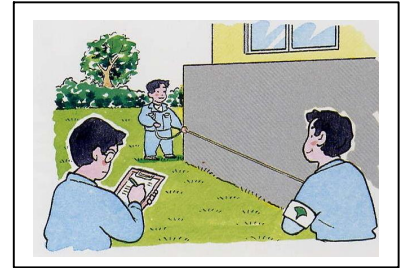
地権者等の皆様に県道事業の概要、作業手順などの説明をいたします。



③<用地測量・物件調査>



皆様の了解が得られれば、道路の計画区域を現地に設定し、皆様の境界立会をさせていただき、境界を決めて、道路のための買収面積がわかる用地計画図を作成し、家屋の補償のための調査を行います。



④<補償額の算定>



前述した用地計画図、家屋調査に基づいて土地、建物、その他の補償額を算定します。

※この補償額が決定すれば、代替地の取得や住宅の建替え等について具体的に相談のできる状況となります。

土地の補償額 ⇒ 用地測量で買収面積を確定し、公示価格や鑑定価格等による土地単価から算出します。

建物等の補償 ⇒ 家屋の構造、材料など詳細な調査結果を基に移転工法(再築、曳家等)を決定し残地の状況等により補償額を算定したうえでお話し合いをします。



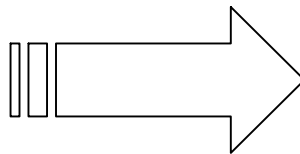
⑤<土地や建物の移転補償額の合意>



補償内容についてご了解いただきますと、移転等に必要の契約書や土地の登記承諾書に署名・押印をしていただくとともに、建物などの物件を移転等していただきます。



⑥<工事着手・完成>



この手順は大まかに示したものであり、地権者の状況等により変更する場合があります。